

# 自由原則はメモ内廷法

## 「憲法に照らし尊重を」最高裁判初断

刑事裁判を傍聴した際、裁判長から法廷でのメモを禁止された来日人弁護士、ロトレンス・レベタさん(シヤトル市在住)が、メモの禁止は憲法で保障された「表現の自由」や「裁判の公開」に違反するとして、国を相手取り百三十万円の損害賠償を求めた「法廷内メモ訴訟」の上告審判決が八日前午十時、最高裁大法廷で言い渡された。裁判長の矢口洪一長官は「筆記行為は様々な意見、知識、情報に接し、これを摂取するを補助するものとして憲法二二条の精神に照らし尊重されるべきで、傍聴人が法廷でメモをとることは、裁判を認識、記憶するために限られる限り尊重に値し、故なく妨げられてはならない」として、実質禁止されていた法廷内メモを原則自由とする判決を言い渡した。しかし、レベタさんの国家賠償については「本件措置は配慮を欠いたものであるにしても、国家賠償法の規定でいう違法な公権力行使に当たるとまでは言えない」として、訴えを退けた。一審判決を支持、上告を棄却した。法廷内メモについての裁判所の姿勢を大きく転換する画期的判決で、「開かれた裁判」に、より柔軟な姿勢を見せたものとして注目される。関与した十五裁判官中四ツ谷殿裁判官が上告棄却の結論は同じだが、「傍聴人が法廷でメモをとる自由は、法廷に保護された利益とまではいえない」との個別意見を述べた。

### 損害賠償請求は棄却



会見で、メモを認められた喜びを語るレベタさん(最  
高裁で8日午前10時40分

場合の基準については「メモをとる行為そのものが審理、裁判の場にあざわくしない雰囲気をかもし出したし、証人、被告人に不当な心理的圧迫な

を及ぼし、ひいては公正かつ円滑な訴訟の運営が妨げられるおそれが生ずる場合」と述べた。

(2、12面に関連記事)

争点となったのは①メモする権利は憲法二二条の「表現の自由」に含まれるか②憲法八二条の「裁判の公開」は、メモの権利まで保障したのか③一般傍聴人の法廷内メモを裁判長(司)の裁量でどこまで禁止できるか―など。判決理由の中で矢口裁判長はまず、憲法八二条の「裁判の公開」がメモ権の根拠になるかについて判断。「規定は

#### 判決理由由骨子

一、法廷において傍聴人がメモを取ることは、裁判を認識、記憶するためにされるものである限り、憲法二二条一項の精神に照らし尊重に値し、故なく妨げられてはならない。

#### 二、法廷警察権の行使は、法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が過度の事情のない限り、国家賠償法一条一項にいう違法な公権力の行使といふことばできない。

裁判の認識、記憶のためである限り妨げられてはならない。もともと裁判の適正かつ迅速な実現はかかることに優越する法益である。しかし、傍聴人のメモが公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げることは通常あり得ず、特段の事情がない限り、傍聴人の自由を任せるべきであるとして、法廷内メモは原則自由との考えを示した。

#### 一方、これまでメモ禁止の根拠とされた法廷警察権について判決は「適正迅速、公正

・円滑な訴訟の運営は憲法上の要請であり、広範な裁量権を認め、最大限尊重される」としてメモが制限されるケースもあるとした。法廷警察権をもってメモ権を制限できる

明らか合理性を欠くとは言えない」とした。  
その上でレベタさんのメモ許可を高不許可とした本件のメモ禁止決定については「一言告人のメモが公正かつ円滑な訴訟運営の妨げになるおそれがあったとは言えず、合理的配慮を欠いた法廷警察権の行使。しかし、法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し不平等の特段の事情のない限り、因賠法上の違法を生じず、本件措置もそのまでの違法な行使権力の行使とはいえない」として上告を棄却した。

法二条で保障される権利ではない②「裁判の公開」は制度的保障にとまり、メモの権利まで保障していない③メモ行為は公正・円滑な審理を妨げるおそれがあるため、許否は裁判長の法廷警察権に服するもの——などとして請求を棄却。  
二審の東京高裁判決（同年十二月）も「メモをとることが情報の受領、収集手段として必要とされる場合もあり得るとメモ行為の権利性には、一審よりの積極的な評価をしたが、「訴訟の公正かつ円滑な運営に少しでも影響を及ぼすおそれがある限り、メモの制限もやむを得ない」として請求を棄却していた。

法廷内メモ訴訟 昭和五十四年に米国人弁護士、ローレンス・レベタさんが、日本の証券市場や法規制の研究のため、東京地裁で「誠備事件」の公開を傍聴した際、五十八年七月から七回にわたって傍聴席でのメモ許可を申請したが、いずれも不許可とされた。このため六十年三月、国を相手取り百三十七万円の損害賠償を求めて提訴した。  
一審の東京地裁は「メモは表現行為の補充行為に過ぎない」としてレベタさんの訴えを退けた。二審の東京高裁も訴訟の公正、円滑な運営に影響がある、などとして控訴を棄却したため、レベタさんが上告していた。